

日常生活マナーの第一歩

上手なゴミの出し方で笑顔のお付き合い

年々増え続ける生活ゴミは、大きな財政負担、環境の悪化など市民生活にも大きな問題となっています。特にゴミの出し方をめぐるマナーの悪さでお付き合いが悪くなるというケースも増えています。資源の有効利用、町内の美化のために、ゴミ出しのマナーは守ってください。なお収集カレンダーは市町・地域で異なりますので注意しましょう。

①資源物



びん、かん、ペットボトル、新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、布類、プラスチックなどが資源物になります。なお紙類や布類は雨の日は出さないでください。分類の内容や収集日を書いた詳しい説明書は、役所の受付で聞き、もらってください。富士見市、ふじみ野市では環境課になります。

②燃えるゴミ



生ゴミ、食用油、靴、ゴム製品、紙おむつ（汚物は取っておく）、紙くず、クッション、ぬいぐるみなど。生ゴミを出すときは、よく水をきって出しましょう。燃えるゴミの大きさは、長さが30センチ未満のものになります。それ以上は粗大ゴミになり、もっていかれませんので注意してください。

③燃えないゴミ



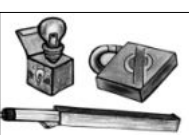
なべ、フライパンなどの金属類、化粧品のびん、花びん、植木鉢（素焼き）、ドライヤー、傘の骨、塗料かん、小型家電（炊飯器、電子レンジ、ラジカセ、ストーブ<電池・油は取り除いてください>、掃除機など）、ガラス、陶器、電球、包丁（刃は紙で巻く）

④粗大ゴミ



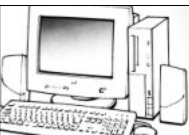
大型家電（大型の電子レンジ、扇風機、こたつ、ガスレンジ、50cm以上のストーブ）、大型家具（タンス、ベッド、ソファ）、カーペット、じゅうたん、ふとん、ベビーカー、スキー板、物干し竿、自転車（ゴミであるよう「不用品」と書いてください）。

④有害ゴミ



乾電池（決められた場所に入れる）、蛍光管、バッテリー、消火器、使い捨てライター、スプレーかん、携帯用ガスボンベ（必ず使い切っていること）、水銀体温計、かがみ。

⑤市では収集できないゴミ



パソコン（パソコンリサイクル法に従ってください。パソコンを買ったお店で教えてくれます）、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵（凍）庫（この4点は家電リサイクル法に従ってください。電気店で教えてくれます）、バイク、タイヤ、ガスボンベ、浴槽、薬品、太い丸太や根っこ、廃油、バッテリー、エンジンオイル、消火器、コンクリート・ブロックなど。



www.ficcc.jp/foreign/

●「インフォメーションふじみの」のバックナンバーを見ることができます

**空き缶のポイ捨ては条例違反です
富士見市をきれいにする条例ができました**

富士見市では10月1日から「富士見市をきれいにする条例」が実施されます。この条例は、

- ① 空き缶を勝手に投げ捨ててはいけません。
- ② 公共の場所や他人の所有する場所に犬の糞を放置してはいけません
- ③ 路上でタバコを吸ってはいけません。ただし喫煙が認められた場所では吸うことができます。

以上の3点について、今後違反した人は指導や勧告を受けることとなります。日本人に限らず外国籍市民の方も、自分の町をきれいにしよう気を配っていきましょう。

**基本健康診査を受けてみませんか
1年1回の健康管理は幸せ家族の原点です**

日ごろ健康な人は、なかなか病院に行く機会がありません。しかし病気は知らないうちに進んでいることもあります。洋服のほころびも小さいうちに手当てをすれば簡単です。病気も同じことが言えましょう。

ふじみ野市や富士見市、三芳町のどこでも基本健康診査・がん検診が受けられます。

検査の内容は、基本健康診査、大腸がん検診、肺がん検診、肝炎ウイルス検診、乳がん検診、子宮がん検診などです。また気になることがあれば積極的に相談してください。

健康診査は、お近くの各医療機関に予約をして、体調のよいときに受けましょう。

- 持ち物 健康保険証・介護保険証
- 問い合わせ お住まい近くの保健センター
例・上福岡保健センター
電話 264-8292

**10月13日はサツマイモ掘り
ふじみの国際わいわいクラブスタッフ募集**



「ふじみの国際わいわいクラブ」は、国籍の異なる人々が同じ地域に住む人間として、遊びなどのイベントを通して仲良くなっていくというクラブです。

仲間が集まる場所がふれあいの場所になります。友情を育む時間になります。子どもたちの国際性、創造性、自主性を育てるために、大学生や社会人を中心に、ボランティアで運営しています。

これからの活動内容は次の通りです。

- ◆ 10月13日 収穫体験 さつまいも掘り
- ◆ 11月10日 Xmas会準備
- ◆ 12月8日 Xmas会(ケーキ作り)
- ◆ 2月24日 親子でわいわい

<スタッフ募集>

国籍を超えて子どもたちと一緒にさまざまな体験をしてみませんか。思いもよらない新しい発見ができるかもしれませんよ。

- メールアドレス fujiminowai@yahoo.co.jp
- 電話
049-256-4290



**あなた! その自転車の乗り方、道路交通法違反です!
罰金、懲役もあります。意外に知っていません自転車に関する法律。**

「これからは自転車は、歩道を走れるよ」こんな会話が電車の中でありました。でも歩道を走れるのは、交通標識が許可したところだけです。自転車マナー違反、こんな罰則がありました。

- ① 信号無視・・・3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ② 踏み切りの一時停止・・・3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ③ 並進の禁止・・・2万円以下の罰金

- ④ 夜間の点灯義務・・・5万円以下の罰金
- ⑤ 方向変更の合図違反・・・5万円以下の罰金
- ⑥ 二人乗り禁止・・・2万円以下の罰金。(ただし6歳未満の幼児一人までは許可されます)
- ⑦ 飲酒運転の禁止・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ⑧ 片手、手放し、傘差し運転・・・5万円以下の罰金